科学技術人材育成費補助金(卓越研究員事業)交付要綱

平成29年2月22日 文部科学大臣決定 平成30年3月8日一部改正 令和3年3月9日一部改正 令和3年7月19日一部改正

(通則)

第1条 科学技術人材育成費補助金(卓越研究員事業)(以下「補助金」という。)の 取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律 第179号。以下「法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法 律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)に定めるもののほか、 この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)に対し、独立行政法人日本学術振興会法(平成14年法律第159号)第15条第1号に基づき振興会が行う業務に要する経費として補助し、振興会が行う事業の円滑な推進を図り、我が国の科学技術を担う優れた人材を育成し、その活躍を促進し、もって科学技術の振興に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、法第2条第3項に規定する補助事業者等とは振興会とし、 法第2条第6項に規定する間接補助事業者等とは第4条第1項第1号の規定により振 興会から補助金の交付を受けた機関とする。

(交付の対象及び経費)

- 第4条 文部科学大臣(以下「大臣」という。)は、振興会が行う次の各号に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を対象に補助金を交付するものとする。
 - 一 新たな研究領域に挑戦するような若手研究者が安定かつ自立して研究を推進できるような環境を実現するとともに、全国の産学官の研究機関をフィールドとして活躍し得る若手研究者の新たなキャリアパスを提示する事業。
 - 二 前号に係る審査・交付等事業で次に掲げるもの。
 - (イ) 間接補助事業者等への補助金の交付等に関する事業。
 - (ロ) 公募、審査に関する事業。
 - (ハ) 卓越研究員に関する情報・成果の収集・展開に関する事業。
- 2 補助対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)とし、予算の範囲内で補助金を交付

する。

(交付の申請)

- 第5条 振興会は、補助金の交付の申請をしようとするときは、大臣が別に定める期日 までに、補助金交付申請書(様式1)を大臣に提出しなければならない。
- 2 振興会は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りでない。

(交付の決定等)

- 第6条 大臣は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたものについて、交付の決定を行い、その決定の内容を振興会に交付決定通知書(様式2)をもって通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助 金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされ たものについては、審査の上、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額に相 当する額を減額して交付の決定を行うものとする。
- 3 大臣は、第1項の交付の決定に際し、必要な条件を附すことができる。
- 4 振興会は、補助金の交付を受けたときは、交付された補助金のうち第4条第1項第 1号に規定する事業の額に相当する金額を速やかに間接補助事業者等に交付しなけれ ばならない。
- 5 第1項の補助金の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、前条の補助金交付申請書が文部科学省に到達してから30日とする。

(申請の取下げ)

- 第7条 振興会は、前条第1項の通知を受けた場合において、その通知に係る補助金の 交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、その通知を受けた日 から15日以内に申請を取り下げることができる。
- 2 振興会は、前項の取下げをしようとするときは、交付申請取下げ届出書(様式3)を大臣に提出しなければならない。

(経費の効率的使用等)

第8条 振興会は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また、支払いを行う場合 には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(補助事業の変更等)

- 第9条 振興会は、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式4)を大臣に提出し、その承認を得なければならない。ただし、軽微な変更として、補助事業の目的を変えないで、その変更が補助目的の達成をより効率的にし、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、補助対象経費の費目の額を補助対象経費の総額の30%または300万円のいずれか高い額以内で増減する場合はこの限りではない。
- 2 大臣は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は 条件を附すことがある。
- 3 振興会は、補助金の交付の決定後、間接補助事業者等より当該決定に係る補助金申請の取下げがあったときは、申請取下げ報告書(様式5)を速やかに大臣に提出し、 その指示に従わなければならない。
- 4 振興会は、補助金の交付の決定後、間接補助事業者等に対し当該交付の決定の全部 又は一部について取消しを行った場合及び当該取消しに係る部分に関し、補助金の返 還をさせた場合においては、その内容並びに加算金及び延滞金に関する事項について、 交付決定取消報告書(様式6)又は補助金返還報告書(様式7)を速やかに提出し、 補助金並びに加算金及び延滞金に関する大臣の指示に従わなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 振興会は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申請書(様式8)を大臣に提出し、その承認を得なければならない。

(事業遅延の届出)

第11条 振興会は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届(様式9)を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第12条 振興会は、補助金の適正な執行を図るため必要があるときには、助成した事業 の実施状況等について間接補助事業者等から報告を徴し、又は実地に調査するものと し、その結果を大臣に報告するものとする。

(実績報告書)

- 第13条 振興会は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、実績報告書(様式10-1)に独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。)第38条に規定する財務諸表を添えて、同条に規定する期日までに大臣に提出しなければならない。
- 2 振興会は、補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合には、補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月末日までに、実績報告書(様式10-2)を大臣に提出しなければならない。
- 3 第1項及び第2項の場合において、実績報告書の提出期限について大臣の別段の承

認を受けたときは、その期限によることができる。

4 振興会は、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税 等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額 して実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第14条 大臣は、前条第1項の規定による補助事業の完了又は廃止の承認に基づく実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、実際に補助事業に要した経費のうち補助金交付の対象となる経費の額又は補助金の交付決定額(変更されたときは、変更後の額とする。)のいずれか低い額を交付すべき補助金の額として確定し、振興会に確定通知書(様式11-1 又は11-2)により通知するものとする。
- 2 大臣は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明ら かでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明 らかな場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を 減額するものとする。
- 3 大臣は、振興会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超 える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものと する。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95% の割合で算出した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第15条 振興会は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額 が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により 当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定 報告書(様式12)を大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前条第4項の規定は前項に基づく補助金の返還を命ずる場合において準用する。

(補助金の支払)

- 第16条 補助金の支払は、原則として第14条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法(昭和22年法第35号)第22条及び予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。
- 2 振興会は、前項により補助金の支払を受けようとするときは補助金支払請求書(様

式13)を官署支出官文部科学省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

- 第17条 大臣は、第10条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、 又は変更することができる。
 - 一 振興会が、法令、本要綱、補助金の交付の決定の内容又は法令若しくは本要綱 に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 振興会が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 振興会が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場 合
 - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する 必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、すでに当該取消しに係る部分に対する 補助金が交付されているときは、期限を附して当該補助金の全部又は一部の返還を命 ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、 その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割 合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還について、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の管理等)

- 第18条 振興会は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用に努めなければならない。
- 2 大臣は、振興会が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができる。
- 3 大臣は、間接補助事業者等が取得財産等を処分することにより、得た収入の全部または一部について振興会に納付があった場合は、その納付額について国に納付させることができる。

(財産処分の制限)

- 第19条 取得財産等のうち施行令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び 重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び重要な器具と する。
- 2 法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。
- 3 振興会は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を

交付の目的に反して転用し、譲渡し、交換し、貸付し、取壊し、廃棄し、又は担保に供しようとするときは、財産処分申請書(様式14)を大臣に申請し、あらかじめその承認を受けなければならない。

- 4 振興会は、間接補助事業者から財産処分の承認の申請を受けたときは、前項に規定する財産処分申請書を大臣に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。
- 5 前条第2項及び第3項の規定は、第3項及び第4項の承認をする場合に準用する。

(補助金の経理)

第20条 振興会は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する 証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(報告の公表)

第 21 条 大臣は、第 12 条並びに第 13 条第 1 項及び第 2 項の報告の全部又は一部を公表 することができる。

(補助金交付の際附すべき条件)

第22条 振興会は、間接補助事業者等に補助金を交付するときは、第5条から前条まで の規定に準ずる条件を附さなければならない。

(電磁的方法による提出)

第23条 振興会は、法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部 科学省に提出するものについては、電磁的方法(法第26条の3第1項の規定に基づき 大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第24条 大臣は、法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令(以下「通知等」という。)について、振興会が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣は振興会に到達確認を行うものとする。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の取扱に関し必要な事項は、その都 度大臣が定めるものとする。

附則

この要綱は、平成29年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月8日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月9日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年7月19日から施行する。

文部科学大臣殿

独立行政法人 日本学術振興会 理事長 〇 〇 〇 〇

年度科学技術人材育成費補助金(卓越研究員事業)交付申請書

科学技術人材育成費補助金(卓越研究員事業)交付要綱第5条第1項の規定により、下 記のとおり 年度科学技術人材育成費補助金(卓越研究員事業)の交付を申請します。

記

- 1. 補助事業の目的
- 2. 補助事業の内容
- 3. 補助事業交付申請額 金 円
- 4. 補助事業に要する経費の配分 別紙のとおり
- 5. 銀行口座情報 別紙のとおり

別紙(様式1関係)

(1) 間接補助事業の概要

①総括表

	交付予	·定				
間接補助事業名			交付予定額	補助金交付申請額	備	考
	件	数	(千円)	(千円)		
計						

②間接補助事業別一覧

【○○○○○○】(※間接補助事業毎に作成、必要に応じて区分の変更も可能)

事	業	実	施	機	関	名	代	表	者	交 付 予	定 額 (千円)	備	考
		計				•							

(2) 直接補助事業の概要

【審査・交付等事業】

必要系	圣費		費	目	内	訳		
合	計	没 備 備	品費	人	件費	事 業	実	施費
	千円		千円		千円			千円
種 別	内 訳	必要系	圣費	概			要	

事 業 目 的		
事業計画・内容		

(注) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すると ともに、減額金額の算出の基礎となる資料を作成の上、添付すること。

補助金所要額一消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額=補助金の額

			住所 <u>〒</u>		-	
			名称			
				者役職名、氏名 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	き送先となります。	
	振込先口座(注意:国庫金	金を取り扱っ	ていない銀行には振	込できません)	
カナ ※通帳に表記されて	ロ座名義 いるカナロ座名義	を記入				
うちょ銀行以外の金	融機関					
金融機関名				支店名		
金融機関コード ※*0*を省略せずに 必ず4桁で記入				店舗コード ※*0°を省略せずに 必ず3桁で配入		
預金種別 (普通預金、当座預金、別段預金 のいずれかを配入				口座番号 ※必ず7杯で配入。7桁未満の 場合は、頭に [*] 0°を付けて 7桁にすること。		
⊅うちょ銀行(通帳に表 例)記号 12340−1 - 番号 12345671	→ 234 の部分を	記入(1桁目の1	と5桁目の0は	固定なので記入不要、-1は	記入不要)	
ゆうちょ銀行	配号番号	1		0 1	※番号が8桁未満の場合! すること。	よ、頭に"O"を付けて8桁に
			L=7 AB	たり向についての明い	<u></u>	
				行口座についての問い 当者役職名、氏名	ロイノゼ 尤	
			電	話番号		
			٠٨	ールアドレス		

※2注意 容易に変更ができないので、記入漏れ・記入誤りがないかご確認のうえ、ご提出ください。

独立行政法人 日本学術振興会 理事長 〇 〇 〇 〇 殿

文部科学大臣

年度科学技術人材育成費補助金(卓越研究員事業)交付決定通知書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度科学技術人材育成 費補助金(卓越研究員事業)については、科学技術人材育成費補助金(卓越研究員事業) (平成29年2月22日文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。)第6条第1項の 規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、 年 月 日 付け 第 号で申請のあった事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助金の交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の交付決定額については、別に通知するところによるものとする。

補助金の交付決定額金

田

- 3 補助事業に必要な経費の配分は、申請書記載のとおりとする。
- 4 補助金の確定額は、補助事業に要した経費のうち補助金交付の対象となる経費の額又は補助金の交付決定額(変更されたときは、変更後の額とする。)のいずれか低い額とする。
- 5 独立行政法人日本学術振興会は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同法施行令(昭和30年政令第255号)及び交付要綱に従わなければならない。
- 6 その他

 文
 書
 番
 号

 年
 月
 日

文部科学大臣 殿

独立行政法人 日本学術振興会 理事長 〇 〇 〇 〇

年度科学技術人材育成費補助金(卓越研究員事業)交付申請取下げ書

年 月 日付け 第 号をもって申請した 年度科学技術人材育成費補助金(卓越研究員事業)交付申請は、下記の理由により取り下げたいので、科学技術人材育成費補助金(卓越研究員事業)交付要綱第7条第2項の規定により申し出ます。

記

- 1. 補助事業名
- 2. 取下げの理由
- 3. その他

文部科学大臣殿

独立行政法人 日本学術振興会 理事長 〇 〇 〇 〇

年度科学技術人材育成費補助金(卓越研究員事業) 事業内容(経費配分)変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった 年度科学技術 人材育成費補助金(卓越研究員事業)について、事業内容(経費配分)を変更したいので、 科学技術人材育成費補助金(卓越研究員事業)交付要綱第9条第1項の規定により、下記 のとおり申請します。

記

- 1. 補助事業名
- 2. 変更の内容
- (1)変更前
- (2) 変更後
- 3. 変更を必要とする理由
- 4. その他

文部科学大臣 殿

独立行政法人 日本学術振興会 理事長 〇 〇 〇 〇

年度科学技術人材育成費補助金(卓越研究員事業)に係る 間接補助事業の申請取下げ報告書

年度科学技術人材育成費補助金(卓越研究員事業)について、間接補助事業者より 下記のとおり申請の取下げがありましたので、科学技術人材育成費補助金(卓越研究員事 業)交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1. 事業実施機関名
- 2. 間接補助事業名
- 3. 取下げの理由
- 4. 取下げ額の処理

文部科学大臣 殿

独立行政法人 日本学術振興会 理事長 〇 〇 〇 〇

年度科学技術人材育成費補助金(卓越研究員事業)に係る 間接補助事業の交付決定取消報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった 年度科学技術 人材育成費補助金(卓越研究員事業)について、間接補助事業者に対する交付決定を別紙 のとおり取り消したので、科学技術人材育成費補助金(卓越研究員事業)交付要綱第9条 第4項の規定により、別紙のとおり報告します。

別紙(様式6関係)

1. 取消しの内容

	事	業実	施	間	接	取	消	交	付		支	払	支払済	要返還		
				補	助					取消額					備	考
į	機	関	名	事業		年月	月	決定	官額		年月	月日	額	額		
									円	円			円	円		

2. 取消しの理由

3. 取消し額の処理

 文
 書
 番
 号

 年
 月
 日

文部科学大臣 殿

独立行政法人 日本学術振興会 理事長 〇 〇 〇 〇

年度科学技術人材育成費補助金(卓越研究員事業)に係る 間接補助事業の補助金返還報告書

年度科学技術人材育成費補助金(卓越研究員事業)について、間接補助事業者より 別紙のとおり返還されましたので、科学技術人材育成費補助金(卓越研究員事業)交付要 綱第9条第4項の規定により、別紙のとおり報告します。

別紙(様式7関係)

1. 返還の内容

	事業実施	間接補助	返 還	返	還	額		
							計	備考
7	幾 関 名	事業名	年月日	元 本	加算金	延滞金		
				円	円	円	円	

(注) 加算金、返還金のある場合は、備考欄に積算内訳を記入する。

2. 返還の理由

3. 返還額の処理

文部科学大臣殿

独立行政法人 日本学術振興会 理事長 〇 〇 〇 〇

年度科学技術人材育成費補助金(卓越研究員事業)事業 中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった 年度科学技術 人材育成費補助金(卓越研究員事業)について、事業を中止(廃止)したいので、科学技 術人材育成費補助金(卓越研究員事業)交付要綱第10条の規定により、下記のとおり申 請します。

記

- 1. 補助事業の名称
- 2. 補助金支出状況等

(1) 交付決定額 金 円

(2) 支出済額(利息額含む) 金 円

(3) 未支出額(返還金額) 金 円

- 3. 事業中止 (廃止) の年月日及びその理由
- 4. 事業中止 (廃止) の後に講ずる措置
- 5. その他

文部科学大臣殿

独立行政法人 日本学術振興会 理事長 〇 〇 〇 〇

年度科学技術人材育成費補助金(卓越研究員事業)事業遅延届

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった 年度科学技術 人材育成費補助金(卓越研究員事業)について、事業の遅延が見込まれるので、科学技術 人材育成費補助金(卓越研究員事業)交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告 します。

記

- 1. 補助事業の名称
- 2. 補助事業の内容及び進捗状況(経費の支出状況含む)
- 3. 遅延理由
- 4. 遅延に対して講じた措置
- 5. その他

文部科学大臣殿

独立行政法人 日本学術振興会 理事長 〇 〇 〇 〇

年度科学技術人材育成費補助金(卓越研究員事業)実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった 年度科学技術 人材育成費補助金(卓越研究員事業)について、事業が完了しましたので、科学技術人材 育成費補助金(卓越研究員事業)交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報 告します。

記

1. 補助事業の実績 別紙のとおり

	IVIT.
Ъι	秋式

1. 補助事業に要した経費 金	: 円
-----------------	-----

2. 国庫補助金交付決定済額 金 円

3. 本補助金に係る預金利息額 金 円

4. 本補助事業の補助金充当額 金 円

5. 間接補助事業の実績

(1)総括表

間接補助事業名	交付件数	交 付 決 定 額 (円)	実 支 出 額 (円)	額の確定額(円)
		(11)	(11)	(1.3)
1111				

(2) 間接補助事業別一覧

【○○○○○○】(※間接補助事業毎に作成、必要に応じて区分の変更も可能)

事	業	実	施	機	関	名	代	表	者	交付決定額 (円)	実支出額 (円)	額の確定額 (円)
			計									

6. 直接補助事業の実績

【審査・交付等事業】

費目別収支決算表										
区分	合	計	設備備品費	人 件 費	事業実施費					
交付申請書記		円	円	円	円					
載の使用内訳										

実支出額の		円			円			円		円
使用内訳 備 考										
50万円以上	の設備備。	品の明細								
設備備	品 名	仕様	美数	量	単	価	金	額	設 置	場所
		型・性能等	ř							
						円		円		
補助事業実績	の概要									

(注) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記するとともに、減額金額の算出の基礎となる資料を作成の上、添付すること。

補助金所要額ー消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額=補助金の額

文部科学大臣殿

独立行政法人 日本学術振興会 理事長 〇 〇 〇 〇

国の会計年度終了に伴う 年度科学技術人材育成費補助金(卓越研究員事業) 実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった 年度科学技術 人材育成費補助金(卓越研究員事業)について、国の会計年度内に補助事業が完了しておりませんので、科学技術人材育成費補助金(卓越研究員事業)交付要綱第13条第2項の 規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の実績別紙のとおり

別紙

1.	補助事業の年度末実績額	金	円
2.	国庫補助金交付決定済額	金	円
3.	本補助金に係る預金利息額	金	円

4. 本補助事業の補助金充当額 金 円

5. 間接補助事業の実績

		交付決	うち繰越し分		
間接補助事業名	交付件数	交付決定額	実支出額	件 数	次年度繰越
	(件)	(円)	(円)	(件)	(円)
計					

6. 直接補助事業の実績

【審査・交付等事業】

費目別収支決算表								
区 分	合	計	設備備占	7.)	人件	費	事業実施費
交付申請書記		円		円			円	円
載の使用内訳		円		円			円	円
使用内訳								
次年度繰越額 の内訳		円		円			円	円
備考		"			l			
50万円以上	の設備備は	品の明細						
設 備 備	品名	仕 様型・性能等	数量	単	価	金	額	設置場所
					円		円	

補助事業実績の概要	
(注) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記す	こるとと
もに、減額金額の算出の基礎となる資料を作成の上、添付すること。	
補助金所要額ー消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額=補助金の額	
7. 翌年度の補助事業の遂行に関する計画	

 文
 書
 番
 号

 年
 月
 日

独立行政法人 日本学術振興会 理事長 〇 〇 〇 殿

文部科学大臣

年度科学技術人材育成費補助金(卓越研究員事業)確定通知書

年度科学技術人材育成費補助金(卓越研究員事業)については、科学技術人材育成 費補助金(卓越研究員事業)交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり額を確 定したので、通知します。

記

- 1. 補助金の交付決定額 金 円
- 2. 補助金の額の確定額 金 円
- 3. その他

独立行政法人 日本学術振興会理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

文部科学大臣

年度科学技術人材育成費補助金(卓越研究員事業)確定通知書

年度科学技術人材育成費補助金(卓越研究員事業)については、科学技術人材育成 費補助金(卓越研究員事業)交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり額を確 定したので、通知します。

なお、既に交付した補助金の額が確定した額を超えるので、科学技術人材育成費補助金 (卓越研究員事業)交付要綱第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり別途歳入徴収 官文部科学省大臣官房会計課長より送付する納入告知書により返還してください。

記

- 1. 補助金の交付決定額 金 円
- 2. 補助金の額の確定額 金 円
- 3. 返還すべき補助金の額 金 円
- 4. 返還期限 納入告知書に記載された期限
- 5. その他

【本件担当】 担当部署:

電話番号:

 文 書 番 号

 年 月 日

文部科学大臣殿

独立行政法人 日本学術振興会 理事長 〇 〇 〇 〇

年度科学技術人材育成費補助金(卓越研究員事業)に係る 消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日付け 第 号をもって確定通知のありました 年度科学技術 人材育成費補助金(卓越研究員事業)について、消費税等仕入控除税額が確定しましたの で、科学技術人材育成費補助金(卓越研究員事業)交付要綱第15条第1項の規定により、 下記のとおり報告します。

記

- 1. 補助事業の名称
- 2. 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る 消費税及び地方消費税の仕入控除額

金

- 3. 補助金返還相当額 金 円 ※別紙として、返還額に係る積算の内訳を添付すること。
- 4. その他

補助金支払請求書

官署支出官 文部科学省大臣官房会計課長 殿

> 独立行政法人 日本学術振興会 理事長 〇 〇 〇 〇

下記のとおり、請求します。

記

補助金等名	〇年度 科学技術人材育成補助金 「卓越研究員事業」
交付決定額 (金額を変更した場合は変更後の金額を記載)	円
請求額	円

文部科学大臣殿

独立行政法人 日本学術振興会 理事長 〇 〇 〇 〇

科学技術人材育成費補助金(卓越研究員事業)により取得したΔΔΔに係る 財産処分について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に基づき(*)、次のとおりの処分について承認を求めます。

*間接補助事業に係る財産処分の場合は、「第7条第3項の規定により付した条件に基づき、」と記載すること。

【本件担当】

担当部署:

電話番号:

1 処分の種類 (該当するものにo)

(転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄、担保に供する処分(抵 当権の設定))

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)		③補助対象財産	産名	④所在地				
⑤補助対象財産種別	⑥建物構造	7%	心分に係る建物延面積	⑧建物	単物延面積の全体		定員		
	造		m²		m²				名
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体		⑫総事業費	③国庫	補助年度		分制限期間	①5経過年	数
円	円		円		年度		年		年
	⑩処分の内容				①処分予定年月日				
⑱譲渡予定額 (譲渡の場合) 円									

3	経緯及	び処分	の理由

- 4 承認条件としての納付金 (有 無)
 - →無の場合(承認基準の第3 (国庫納付に関する承認基準)の該当項目に○)
 - 1 地方公共団体 (1)
 - 2 地方公共団体以外の者 (1)→ (① ②7 ②イ ②ウ ②エ ③)

5 添付資料

- ・当該補助対象財産の図面(国庫補助対象部分、面積を明記したもの)、仕様書及び写真等
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されてない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
 - ・補助事業者等の財務諸表及び抵当権設定後の返済計画(担保に供する処分の場合)
 - ・その他参考となる資料

1 処分の種類 いずれか該当するものをoで囲むこと。

2 処分の概要

- (1)「⑤補助対象財産種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象となる施設又は設備等の名称を記載すること。
- (2)⑥~⑧については、補助対象財産が施設である場合のみ記載し、「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋 コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記 入すること。
- (3)「⑩処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例:○○施設を□□施設(定員○名)に転用。

- ○○施設の一部を転用し、○○施設(定員○名)と□□施設(定員○名)に変更。
- ○○施設の余裕部分(○○室)を□□事業を行う場所に転用。
- 学校法人○○に譲渡し、同一事業・定員で継続。
- ○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、当該事業に係る社会資源の当該地域における充足状況を含め、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 承認条件としての納付金

財産処分を承認するに当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付される場合は「有」に、条件が付されない場合は「無」を \circ で囲むこと。

その上で、「無」の場合においては、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号をoで囲むこと。

5 添付書類

- (1) 当該補助対象財産の全部を譲渡又は貸付する場合には、図面や仕様書、写真等は添付しなくても構わない。
- (2) 間接補助事業については、間接補助事業者からの財産処分承認申請書の写しを添付すること。
- (3)補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、当該補助対象財産の経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (4) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。